

GX-ETS 省令案・実施指針案・上下限価格案等に対する意見

2026 年 2 月 13 日

電気事業連合会

立地電源環境部長

横川 晋太郎

1. 全般

- S+3E を前提に、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、事業者としても、再エネ、原子力の最大限の活用に加え、トランジション電源としての LNG 火力の導入推進、水素・アンモニア等の次世代燃料や CCS 技術を活用した火力発電の脱炭素化に取り組んでいく。
- また、GX 投資が持続的に進むためには、社会全体の行動変容を促す観点から、必要なコストを適切に販売価格に反映できる事業環境を整備することが必要と考える。具体的には、特定の旧一般電気事業者は 1 日前の電力を取引するスポット市場や年間の電力を取引するベースロード市場への売電入札に関して国のガイドラインにおいてルールが定められているが、GX-ETS の制度対象となる 2026 年 4 月以降の電力取引が差し迫っているにも拘わらず、この点が整理されていないため、早急に検討を進めていただきたい。また、2050 年のカーボンニュートラル実現に向けて国民全体での行動変容を促すためにも、GX 実現に向けて必要となるコスト（電源の脱炭素化コスト、カーボンプライシングの負担等）が卸電力価格のみならず、小売電気料金を通じて需要家から適切に回収されることまでを見据えた全体整理が必要であると考えている。
- カーボンプライシングや電源の脱炭素化を含め、GX 実現に向けては相応のコスト負担は避けられないため、国民全体での公平な負担に向けた国民理解の醸成が不可欠である。そのために国には率先して理解醸成に取り組んでいただきたい。
- 2025 年 2 月 18 日に閣議決定された「GX2040 ビジョン」において、2033 年度から導入する有償オークションと同一の炭素排出に対する二重負担の防止について、必要な調整措置を導入することとされているため、必要な検討を進めていただきたい。また、有償オークションを待たずとも GX-ETS と 2028 年度開始予定の化石燃料賦課金制度は同一の炭素排出に対する二重規制となることから、調整措置の導入が必要である。
- カーボンプライシングは、一律の炭素価格を課すことによって、部門・企業間で限界削減費用を均等化して効率的に排出量を削減していくことが利点であるが、GX-ETS と化石燃料賦課金との間で炭素価格に乖離が生じれば、経済効率的な削減が阻害されることに加え、部門間で対象制度が異なることで、公平性も毀損される虞がある。そのため、経済活動・国民負担への影響の観点も踏まえつつ、両制度間での炭素価格に大きな乖離が生じない制度設計を検討する必要がある。

- 2033 年度から開始される有償オークションについては、発電事業者のみに課すとされており、GX 経済移行債による「支援と負担」の適正なバランス、カーボンニュートラルに向けて不可欠な電化の推進の観点、エネルギー間の公平性の観点などを踏まえ、社会全体で負担すべきカーボンプライシングによる負担が特定分野・事業者に偏ることや日本経済への悪影響が生じることのないよう、制度対象者の見直しを含め制度設計の検討が行われるべきと考える。
- GX を推進していくにあたっては、政策目的に照らしたより効率的な規制体系となるよう、温対税、FIT、エネルギー供給構造高度化法、省エネ法ベンチマーク指標等の既存制度と GX - ETS との関係について、重複規制・事業者負担の回避や制度間での整合的な運用、国民負担上昇抑制、実務負担等の観点で、総点検を行っていただきたい。
- 以上の課題認識のもと、制度趣旨である経済成長と脱炭素化の両立の観点から、GX-ETS 制度が適切に機能しているかについて検証し、国内外の情勢変化も踏まえながら、本制度の柔軟な見直しも含めたチェック＆レビューを継続的に行うことが重要と考える。

2. 離島の扱い

該当箇所：

01_G X 推進法施行規則等を改正する省令等の一部を改正する省令

P26 第 5 条第 1 項 17、P29 第 5 条第 2 項 17、P38 第 5 条第 3 項 17、P110 第 6 条第 1 項表 4、P119 第 6 条第 1 項表 12、P139 第 6 条第 2 項表 5、P154 第 6 条第 3 項表 3

意見内容・理由：

- 第 5 条第 1 項 17 のイの「燃料の使用」においては、第 6 条第 1 項の表 1 で離島（別表第 1）が除外されるが、第 5 条における「炭酸塩を含有する鉱物の使用」、「潤滑油等の使用」、「地熱発電施設における蒸気の生産」など、離島が除外されていないように解釈できる。離島に関しては、脱炭素に向けた取り得る施策が限られる中、特別な配慮が必要な地点と考えるため、燃料の使用だけでなく、離島における他の活動も算定対象から除外とする解釈となるように修正すべき。

3. ベンチマーク水準

該当箇所：03_実施指針 P75～80 別表第 1（第 5 条関係）

意見内容・理由：

- 火力発電における燃料転換や水素・アンモニア混焼、CCUS 等の脱炭素対策には技術の本格的な普及に加え一定の対策リードタイムが必要であることを踏まえると、今回示された 2030 年度に向けて一定の排出原単位削減を求められるベンチマーク水準は厳しい制度設計であると受け止めている。

- 制度運用にあたっては、脱炭素投資が阻害されていないか、脱炭素技術の進捗状況を確認し、過度な負担となっている場合は必要に応じて水準の見直しを行うなど、柔軟な運用をお願いしたい。

4. 測定計器

該当箇所：03_実施指針 P43 第12条

意見内容・理由：

- GX-E T SにおけるCO₂排出量実績の算定にあたって、第1フェーズでは「検定付きでない」や「計器精度を満たさない」などの計量器についても、「事務局承認」により、計測・算定が認められた。第2フェーズにおいても、算定・報告できない事業者が多発することを防ぐために、第1フェーズと同様に、計量器に対する事務局承認は設けて頂きたい。

5. GFにおける早期削減努力

該当箇所：03_実施指針 P152～153 別表第2備考⑤

意見内容・理由：

- GFにおける早期の排出削減努力に対する勘案について、「基準エネルギー起源排出量」のみが適用されることになっているが、「基準原材料起源排出量」と「副生燃料起源排出量」についても、同様に特定事業活動以外であるため、勘案されるべきではないか。

6. 上下限価格

該当箇所：06_G X推進法の規定に基づき参考上限取引価格及び調整基準取引価格を定める告示

意見内容・理由：

- 炭素価格の上下限価格設定は、事業者の投資判断に一定の見通しを与える点で意義があると考えている。
- 制度運用にあたっては、事業者の負担状況や投資の進捗、他国の炭素価格との比較等を適切に監視・調査・分析し、過度な負担が生じている場合には、価格水準を適宜見直すことが不可欠であり、制度が脱炭素投資を阻害しないよう、柔軟な運用をお願いしたい。